

○東京工業大学大学院学則第34条第1項ただし書に規定する修士課程において
特に優れた業績を上げた者の修了に関する取扱いについて

平成16年4月1日

学長裁定

改正 平18.3.10, 平23.3.31, 平28.3.4

東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。）
第34条第1項ただし書の規定により，在学期間を短縮して課程修了を認めようとするときは，次のように取扱う。

- 1 学位申請に先立ち，各コースで研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力及び論文（大学院学則第34条第3項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）内容について，事前審査を行う。
- 2 指導教員は，前項の結果に基づき，学位申請書に，業績が特に優れ，大学院学則第34条第1項ただし書を適用してよい旨の説明書を添付する。
- 3 審査員主査は，業績が特に優れ，大学院学則第34条第1項ただし書を適用する旨の理由書を審査報告書に添付する。
- 4 学院の長は，教授会の資料に「大学院学則第34条第1項ただし書適用」の旨明示し，かつ，論文の要旨を提出する。

附 則（平28.3.4）

この取扱いは，平成28年4月1日から施行する。ただし，大学院研究科に在学する者については，改正後の東京工業大学大学院学則第34条第1項ただし書に規定する修士課程において特に優れた業績を上げた者の修了に関する取扱いの規定にかかわらず，なお従前の例による。